

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成31年1月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長 副 議 長 局 長 次 長 係 長 主 査 担 当									文書取扱主任

第 35 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成30年12月5日（水曜日）	開会 11 時 23 分	閉会 11 時 59 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	小野、井上、三上、山本、荒木、東元	事務局	竹谷事務局長
	議長、副議長 委員外議員～本間		菊田次長
欠席委員			壽永主査
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 調査事項について		
	(1) 滝川市乾杯条例（案）		
	次回委員会までに会派で検討することとした。		
	2 その他について		
	なし		
	3 次回委員会の日程について		
	12月10日（月）13時30分から第一委員会室で開催することに決定した。		
	上記記載のとおり相違ない。 経済建設常任委員長 小 野 保 之 ㊞		

平成30年12月 3 日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成30年11月28日付け滝議第126号にて通知のありました第35回経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

産業振興部長

産業振興部産業振興課長

長 瀬 文 敬

阪 本 康 雅

(総務部総務課法制文書係)

第35回 経済建設常任委員会

日 時 平成30年12月5日（水）

本会議終了後

場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 調査事項について

（1）滝川市乾杯条例（案）

2 その他について

3 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第35回 経済建設常任委員会

H30.12.5 (水)本会議終了後
第一委員会室

開 会 11:23

委員長 第35回経済建設常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員は全員出席です。議長、副議長に出席いただいております。また、委員外議員として、前回11月27日の第34回経済建設委員会において、滝川市乾杯条例案について井上副委員長から説明がありましたが、上程までの結論に至らず継続となりました。前回の委員会終了後、委員長としてこの乾杯条例について幾つか確認をしておきたい項目がありましたので、第3回定例会で乾杯条例の一般質問をし、今回の乾杯条例の素案をつくられた本間議員に委員外議員として出席いただき、確認したいと思いますが、出席を許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、異議なしということで、それでは本間議員の委員外議員としての出席を許可いたします。

傍聴として、館内議員、清水議員、安樂議員、渡邊議員、木下議員が出席しています。

1 調査事項について

(1) 滝川市乾杯条例(案)

委員長 それでは、調査事項について、滝川市乾杯条例(案)についてです。私から3点確認した後、各委員からこの条例(案)についての賛否を確認したいと思います。まず、1点目、市民に対してこの条例の強制力や罰則などはあるのかどうか。2点目、この条例により行政、事業者、市民それぞれの役割としてどのようなことが考えられるのか。3点目、この条例を制定する時期が第4回定例会でなければならない事由について、以上について確認いたします。

本 間 それでは、大変僭越ですが、ただいまの3つの質疑に対しましてお答えいたします。

まず、罰則や強制力につきましては、この条例案の中にもありますとおり、取り組みに協力するよう努めるものとするということです。実際に罰則などというものが存在する、乾杯条例は全国の市町にはございません。努力目標というのか、努力をするということにとどまるものです。協力いただける方たちの輪を広げていくようなことであると思っています。

それから、それぞれ市、事業者、市民の役割として、条例案に書かれているとおりですが、具体的な説明になるのかはわかりませんが、例えば第2条の市の役割の中の必要な措置とは、利用促進に向けた啓蒙活動、あらゆる部分での調整機能、それから企画をして何か全体を動かすようなものと考えてつくっていく、そういう機能になるかと思います。事業者としては、例えば地ビールについては、まず取扱店が非常に減少している状況です。小売だとか飲食に対する取引の拡大にもう一度努力をいただくということが大事なことだろうと思っています。それから、可能かどうかはわかりませんが、価格という部分で、市民還元のようなやり方とか、何かそういうものをつくっていただくような努力をしてはいかがかと考えます。市民については、先ほど申し上げたことと似たこととなりますが、団体、個人で協力いただけるところがまず率先して努力をし

ていただけたらと思っています。そして、その輪が広がっていくようになれば
と思っているところです。

そして、なぜ今かということです。SKYビールの醸造が中止しました。あの
施設自体は滝川市のものであり、有効活用すべきであるという中で、2015年に
大雪地ビールによって復活を遂げることができた。これは市民にとって大変喜
ばしいことであり、そして地ビールがある滝川市は誇りに思っているものだと思
っています。

しかしながら、非常に厳しい状況になっているということであり、今後ワイン
の予定がありますので、それ以降にしてはどうかという意見もあります。実数
の確認はできておりませんが、多分全国を見ても、地ビールとワイン両方ある
市町村というのは非常に少ない。これはどちらも滝川市の全国に対するPRだ
とか、これからふるさと納税に対することも含めていろんな意味で長く続いて
いくものにしていかなければならないということで、まずは既にあるクラフト
ビールについて、もう一押ししたい。できたときには機運は高まるものなので
すが、どんどん取扱店も減っている中で、もう一度皆さんご協力していただ
けるようにリセットするタイミングとして、この12月議会がいいのではないかと
思うところです。

委員長

ありがとうございました。

それでは、ほかの委員から今の本間委員外議員からの説明に対して確認する
ことや質疑ございますか。

三上

趣旨は賛同できるのですが、滝川市内の飲食店あるいは夜の飲み屋街の関係で
クラフトビールがどのくらい取り扱いされているのかということがまず1つあ
ると思う。いきなり条例を策定して、さあ、やろうということになっても、な
かなか機運が盛り上がりません。まず現状取扱いは、どうなのかにつ
いて調べたのでしょうか。

本間

手元に資料がないのですが、約半減に近い状態にあります。実際に行おうとし
ても、やるところが限られているというのが現状あると思います。ただ、私が
思うのは、今条例ができることによって、そのことに立ち向かっていくことが
重要なのではないのでしょうか。確かに条例がなくてもその努力をすればいいだ
ろうということもあるかもしれませんが、やはりまず話題に上ったりいろい
ろな中で再度取り組みを進めて、販売店もふやしていくという取り組みに変えて
いかなければならない。私はそういう順序なのかなと勝手に思っているところ
です。

三上

私もこの乾杯条例（案）について聞いてみました。すると、やはり取り扱えな
い理由は、消費量もそうですが、価格に問題がある。例えば条例をつくったこ
とによって、滝川市が業者に対して普及させるための補助金を求められる可
能性もあるわけです。そういう覚悟はあるのですか。

委員長

三上委員、市の立場や助成については、本間委員外議員のほうから返答できな
いと思います。ほかに何かありますか。

山本

基本的に、乾杯条例（案）が悪いとは言いません。あったらいいだろうと思
います。ただ、今議会で決めて、多分報道などで乾杯条例ができましたので推
進しようといったときに、誰がどうやってするのか。推進するにはやはりお
金がかかると思う。各団体へ推進する部分のお金は、どこから工面しなければ
いけない。新聞社は多分一回報道したら終わりです。今回は、地ビール会社

で条例ができたので、セールスして回る状況になるのだと思う。けれども、これは今決めても、間に合わないような気がするのです。基本的には賛成ですが、もう少し議会で考えている現状を宣伝してからでもいいのかなという気がする。そこで再度お聞きしたいのですが、どうしても今議会でなければならないのか、もっと抜本的な理由をはっきりお答え願いたい。

本 間 年末年始が控えているということは、当然皆さんわかることだと思います。タイミングを図るとき、やはり報道だけで終わらせないようにしたい。町内会とか老人クラブとかでやるのは大変なことなので、もしかしたら無理かなと思ったりもするが、できれば議員提案なので、できそうな団体等で自分の周りで広めていただくことは当然いいと思いますし、やはりこの年末年始がよりよい。それだけで終わるわけではないのですが、スタートするに当たっての話題性としては、非常に高いものがあると思っています。

山 本 わかりますが、市民へ広める時間が足りない気がする。今言われたような限られた団体はいいのですが、一般市民の人に何らかの形で使ってもらうときの周知の手段が今回間に合わないような気がするのですが、その辺どうでしょう。

本 間 いずれにしても、まだ採決されていないのに、周知をするということにはならないと思うので、それは条例ができてから周知をする。例えば市長の答弁にもありましたけれども、それなりの方策、予算を考えたいとおっしゃっていました。そうしたことについても、市でいろいろアイデアやPR方法を考え、これからやっていくものだろうと思います。例えば忘新年会でまず報道と私たち議決と幾つかの団体がやっていただけるということから始めるとして、次には3月、4月には新たな宴会時期が来ることもありますので、ぜひそういうことも捉まえて、いろいろ絡めながら進めていくことが大事だと思っています。

委 員 長 ほかに何かありますか。

三 上 私が気になっているのは、このクラフトビールについては事業者が1社だということです。市内に3社、4社あるのであれば、こういう条例もいいと思う。この後ワインが出てくるかもしれませんが、現状では単独の事業者に対してそれでいいのかなという部分はどうか。

本 間 なぜ今なのかというときに申し上げたとおりですが、施設自体は滝川市のものであって、指定管理をしているということです。ですからやはりSKYビールがなくなって以来、復活したことは物すごく重要なことです。当然ビールだけでやるのはいいことではないと思うのですが、その後にワインが控えていて、本当は同時にやればいいのかもしいのですが、非常に疲弊している状況の中からもう一度チャンスというか、新たな目をつくっていきたいということです。繰り返しになりますが、滝川市の施設であるので、その理解でいいと私は思っています。

委 員 長 ほかに何かありますか。

荒 木 今本間委員外議員に対して質疑する場なのですか。委員の賛否を述べてもいいのですか。進め方がよくわかりません。

委 員 長 申しわけありません。今本間委員外議員と我々がディスカッションする場ではございません。素案を持っている人の説明ということでお話を聞きました。これを進めて、賛否をとろうと思っていました。ほかに確認することはございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、各委員から滝川市乾杯条例（案）をこの定例会で上程することに対しての賛否を確認したいと思います。

荒 木 賛否ということもあわせて、結論を申し上げます。私個人としては今定例会での上程に賛成をしたい。理由は、この条例を制定することによって、細かい話例えば、業者としてどういう対応をするのか、懸念事項とか伺いましたが、私は滝川市に地ビールと、これからワインがもしかしたら投資してくれる可能性がある。私は、この地方にそういう投資をしてくれるということ自体に感謝と敬意、そういう気持ちがあってしかるべきだと思っています。乾杯条例制定が市全体としてのそういう投資に対する協力の姿勢だということが1つ。ただ、条件がこの前の委員会で言ったように2つ3つありまして、1つは先ほど本間委員外議員からご説明があったように、提案理由の際に市民に強制力を発揮するものではないということを丁寧に盛り込んでほしいということ。2点目は、もし上程することになれば、議員提案ですから、できれば全会派全議員が全会一致で賛成できるということです。残された時間の中で、そのことを委員長や議長そういう立場の方に努力をしてほしいというのが願いです。

三 上 会派で話し合いまして、時期尚早ということで、今議会については見送ったほうがいい。ただ、この条例自体は大事なことなので、今後も継続していければという意見になりました。

山 本 会派みどりでは、この条例には賛成ですが、周知の期間という部分で、今議会ではなくて次の議会にする。今議会の中で乾杯条例が進んでいるということを新聞にどんどん出してもらって、余りお金をかけないで、市民周知ができるという思いです。今決めても、多分新年会等々で使う人はそんなにいないと思う。そういうことも含めて、もう少し周知の時間をという意味で次の議会に見送ったらどうかなということです。基本的には賛成です。賛成なのですが、次の議会に見送りです。

東 元 前回の委員会でもお話ししましたが、今地ビールばかりに焦点が多少当たっている感じがしますが、江部乙では移住してワインづくりをずっと頑張っている高橋さんという方がいらっしゃいます。彼を応援する意味でも私はこういう条例で彼らを応援して、全体的に市のワインを普及活動し展開する意味でも賛成したいと思います。

副委員長 鶏が先か卵が先かの論議であります。本間委員外議員の言うとおりで、一つのアクションを起こさないとだめだという気がしています。私も最初この委員会で決めたらいいと思い提案をさせていただいた。荒木委員が言われたように、いろんな企業が来て、滝川市はいろいろとそれを支援する形で進まなければいけないと思うのです。ですから、本間委員外議員からありましたように、タイミングを余り延ばさないで、やれる今の時期に上げるのがいい。市長も本会議の答弁の中で議員提案で来れば、今後それなりの支援もしますと言っています。新政会の会派としては、経済建設常任委員会の中で賛成を得られればそれに従います。

荒 木 先ほど賛成の理由を申し上げましたが、私は次の3月議会でやるのであれば、今議会が望ましいと思います。というのは、当然条例が制定されれば、一番先に反応するのは市や市議会、例えば商工会議所など、そういうところが率先して協力するだろうと思っています。ですからPRするというか、制定もされていないものをPRするということは不可能なので、私は制定することがPRに

つながると思いますので、もしどうしても委員会で整わないということであれば、別な提案という形をとらざるを得ないと思うので、できればその辺をご理解いただいた上で今定例会で制定をして、先ほど申し上げましたが、市民個々や小さな団体や製造元であるところがどういうふうにかはこれからの話なので、それが制定前に整うということは私は考えられない。制定をして、その後動き出す。これは、ちょっとトライ的なものもありますが、私はそうすべきではないかなという意見を述べさせていただきます。

委員長

皆さんの意見をお聞きしました。今3人の方が賛成ということになっています。あと、時期が早いという方もおりましたので、現段階では委員会としてこの条例制定については、今回定例会に上程するという事で決定したいと思いますが、この条例を議案とするに当たっては若干の文言整理があると思いますので、その中身については正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

三 上

委員会で通った後、議運に諮るのですね。確認ですが、議運で全会一致でなければ上程はされないのか。

竹谷事務局長

委員会提案なので、全会一致ということではなくて、上程をする。議運で賛否は問いません。

荒 木

確認ですが、私は先ほど申し上げましたように、全議員全会派が賛成をして上程をするというのが望ましいと言いました。今回この委員会で最終的には賛成なのかもしれませんが、時期尚早という意見がお二人出ているわけではない。そんな中で、委員長判断で上程しますと決めて問題ないのですか。本会議で反対されても困ります。

委員長

荒木委員は、全会一致が望ましいということで、この委員会の中には共産党の委員がおりませんから全会一致にはならない。議長。

議長

運営のあり方として意見を述べさせてもらいたいのですが、今回議論されているのは、経済建設常任委員会が提案をする。委員会が提案をするものが全会一致で通らずに賛否を問うのは、議会の運営上好ましくないと言わざるを得ない。当然全会一致が前提で経済建設常任委員会で上げるというのが本来の議会の運営のあり方だと思いますので、もし賛否を問うのであれば、やはり2人の議員提案、これが多分ベターなのかなと思います。経済建設常任委員会での提案という流れであれば、12月12日が最終の議運になりますから、まだ11日まで時間がある。それまでいろいろと協議を重ねていただいて、何とか全会一致の提案で持っていく方向でぜひ努力をしていただきたいというのが私の考えです。

委員長

議長のほうから説明いただきました。今回上程ということであれば、委員会としてももう少し議論を交わす必要がある。当初賛否を確認したいということをおっしゃいましたが、それは撤回させていただきます。委員会としてはまだ時間がありますので、その間皆さん持ち返って中身を議論していただいて、12月10日午後1時半から委員会を開催して、その中でもう一回精査するという事で、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

2 その他について

委員長

2、その他についてですが、委員から何かありますか。

(なしの声あり)

委員長

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3 次回委員会の日程について

委員長 次回委員会の日程については、先ほど申し上げました、12月10日月曜日午後1時30分から第一委員会室で開催いたします。

委員長 以上を持ちまして、第35回経済建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 11:59